

「改正」少年法に関する意見書

2022年（令和4年）3月7日

東京弁護士会会長 矢吹 公敏

意見の趣旨

令和3年5月21日に参議院において可決成立した、「少年法等の一部を改正する法律」（以下、「本改正法」という。）は、18歳及び19歳の少年から更生の機会を失わせ、少年の健全な育成を期し、少年の成長発達権を保障するという同法の理念に抵触するおそれが強く懸念される。かかる問題を踏まえ、当会は以下の事項を求める。

- 1 本改正法施行後の各種運用において上記の問題が生じないように厳正かつ慎重な配慮を尽くし、少年の健全な育成に資する関連法令の整備等の各種対策を速やかに進めるべきこと
- 2 本改正法により生じうる上記の問題を、各種運用では解消しえない状況となったときには、本改正法の全部または一部を再度改正すること
- 3 本改正法第68条は、推知報道の悪影響の重大さや、施行前にもかかわらず改正法に反する推知報道がなされている実情等に鑑み、削除する再改正をすること

意見の理由

第1 はじめに

1 本改正法の概要

令和3年5月21日、参議院において、本改正法が可決成立した（以下「本改正」という。）。本改正法は、18歳及び19歳の者を、「20歳に満たない者」（少年法第2条1項）として少年法上の「少年」に含めることを維持しつつ、「特定少年」（少年法第62条

1 項) と位置付け、少年法に別章(少年法第 5 章)を設けて、刑罰化を促進する各種の特例を定めた。

2 本改正法の問題点

本改正法においては、次に述べるような問題点が存在する(以下、断りない限り、本改正法により改正された後の少年法の条文を「改正少年法」と表記する。)

- (1) 立法の審議過程において、「少年」の中でも 18 歳及び 19 歳の者について、特別に刑罰化を進めるべき実質的な必要性を支える事実(立法事実)が示されていない。
- (2) 18 歳及び 19 歳の者を「特定少年」として対象にする、下記の各項目の改正は、少年の要保護性への配慮を後退させ、少年の更生の機会を失わせるおそれがある。
 - ① 原則逆送の対象事件を、死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件に拡大した(改正少年法第 62 条 2 項 2 号)。
 - ② 家庭裁判所における保護処分決定は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲」で行わなければならないとした(改正少年法第 64 条 1 項)。
 - ③ 少年法上の「虞犯」の適用対象から除外した(改正少年法第 65 条 1 項)。
 - ④ 公判請求された後は、少年の推知報道の禁止規定を適用しないこととした(改正少年法第 68 条)。
 - ⑤ 不定期刑の規定を適用除外とし(改正少年法第 67 条 4 項)、資格制限の特例も適用除外とした(改正少年法第 67 条 6 項)。

第 2 立法事実が示されていないこと

1 本改正法成立までの経緯

(1) 法制審議会での審議

法制審議会第 178 回会議(平成 29 年 2 月 9 日開催)において、「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公

職選挙法における選挙権を有する者の年齢を18歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。」との諮問第103号が示された。

かかる諮問を受けて、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会は、少年院、少年鑑別所、少年刑務所、家庭裁判所、保護観察所等へのヒアリングや期日外視察を経て、少年法改正について審議をした。

上記審議においては、「今回の議論というのは、現行少年法の下で18歳、19歳の年長少年に対して行われている手続や保護処分が有効に機能していないので、少年法の適用年齢を下げることを検討しようとするものではないのだということについては、意見の一致があると思います。」（第4回会議での川出委員の発言）「今回の諮問は、現在の少年手続に何か問題があり、改めるべき欠陥があるということを前提に諮問をされているものではございません」（第5回会議での加藤幹事の発言）等の発言があり、現行少年法に基づく制度が有効に機能していることは、部会の委員及び幹事が認識を共有していた。

上記部会の議論の結果、法制審議会は、第103号諮問に対し、第188回会議（令和2年10月29日開催）において、「18歳及び19歳の者は、選挙権を付与され、民法上成年として位置づけられることとなった一方で、典型的に未だ成熟しておらず、成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである。」とした上で、18歳及び1

9歳の者の呼称や位置づけは、国民意識や社会通念等を踏まえ、立法プロセスにおける検討に委ねることとした。

(2) 国会での審議

法制審議会の答申を受けて、国会に提出された少年法改正法案は、18歳及び19歳の者を、少年法上の「少年」として少年法の適用対象とする一方で、特別に「特定少年」と位置づけ、18歳未満の者とは異なる取扱いをすることとした。

政府は、異なる取り扱いをする理由として、選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げにより、18歳及び19歳の者は、社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となり、成長途上にあつて可塑性を有する存在である一方で、このような社会情勢の変化を踏まえると、少年法の適用においては、その立場に応じた取扱いをすることが適当であるからと説明した（令和3年3月25日に行われた衆議院本会議及び同年4月23日に行われた参議院本会議における上川陽子法務大臣（当時）の趣旨説明）。

そして、衆参両議院での審議を経て、本改正法が成立するに至ったが、衆議院においては5つの附帯決議、参議院においては8つの附帯決議がなされた。

2 刑罰化を正当とするような立法事実が示されていないこと

そもそも、現行少年法に基づく制度が有効に機能しており、現行の家庭裁判所による少年審判のシステムが順調で、調査・処遇がきめ細やかに行われていることは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会においても確認されている。そのなかで、18歳及び19歳の者について、あえて少年法の適用を一部除外し、刑罰化を進めて少年法の理念を後退させるのであれば、相応の実質的な理由が存在しなければならない。

政府の答弁や法制審議会の答申において、18歳及び19歳の者について少年法の適用を一部除外する実質的な理由として示されて

いるのは、選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げにより、責任ある主体としての役割を期待される立場になったことや、そのことによる社会情勢の変化が挙げられている。

しかしながら、選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げによって、非行に至ったか至るおそれのある18歳及び19歳の少年たちを取り巻く環境が変わるわけではない。非行に至った少年の多くが、虐待や貧困、障害といった深刻なハンディキャップを抱えており、多くは刑罰よりも矯正教育による方が更生を期待できる（すなわち可塑性がある）という実情には何ら変わりはない。選挙権年齢や民法の成年年齢の引き下げにより18歳以上の者が一定の行為責任を負うこととなるとしても、非行に至ったか至るおそれのある少年の要保護性とは別の問題であると言わざるを得ない。

また、少年犯罪は全体として減少しており、特に凶悪犯罪は減少している。政府の説明によると、少年による刑法犯の検挙人員が平成27年には4万8680人であったのに対し、令和元年には2万6076人と減少している。現行少年法における原則逆送の対象事件の終局処分人員が平成27年には32人であったのに対し、令和元年には10人と減少している（令和3年4月23日に行われた参議院本会議における上川陽子法務大臣（当時）の説明）。第103回諮問においても「近時の犯罪情勢」が考慮要素として掲げられているにもかかわらず、あえて18歳及び19歳の者を刑罰化（厳罰化）することの実質的な必要性は、国会審議において示されていない。

結局、18歳及び19歳の者について、少年法の適用を一部除外する実質的な理由や立法事実は示されていない。そのような中で、刑罰化が進み少年法の理念が後退している点で、本改正法は重大な問題を抱えていると言わざるを得ない。

第3 本改正法の個別の問題点

1 原則逆送の対象事件の拡大（第1. 2(2)の項目①）

(1) 逆送拡大の問題性

改正少年法は、特定少年について、原則逆送の対象事件を、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加え、死刑または無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件に拡大した（改正少年法第62条2項2号）。なお、「原則逆送」とは、法文上の構造から用いる表現であり、刑事処分相当で検察官送致するかどうかは、事案によって十分な調査によって決められるべきことは当然であることを、念のため付記する。

したがって、18歳に満たない者であれば逆送されることがないような事案でも、18歳以上という年齢を理由に逆送され、刑事処分が科されることもありうる。そうなれば、年齢だけを理由に、18歳及び19歳の少年から更生の機会を失わせてしまうおそれがあることは否定できない。

また、改正少年法が新たに原則逆送の対象とした事件には、様々な犯情のものがあり、犯情が重大でないものも多く含む。これらの事件について、逆送を原則としてしまうことにより、諸事情を考慮した上で、少年の更生のための処分をきめ細かく検討し実施するという、少年法が予定する家庭裁判所の機能を後退させてしまうおそれがある。

この点、政府は、特定少年について原則逆送対象事件を拡大させた理由として、18歳及び19歳の者が責任ある主体として位置づけられたことを踏まえ、これらの者が重大な犯罪に及んだ場合には、18歳未満の者よりも広く刑事責任を負うべきとするのが、その立場に照らして適当であることや、刑事司法に対する被害者を含む国民の理解・信頼の確保という観点からも必要であることを挙げている（令和3年3月25日に行われた衆議院本会議及び同年4月23日に行われた参議院本会議における上川陽子法務大臣（当時）の趣旨説明）。

しかし、上記第2.2で述べたとおり、非行に至った少年の多くが深刻なハンディキャップを抱えている環境にあり、多くは刑

罰よりも矯正教育による更生が期待できることは、18歳以上か18歳未満かで変わりはない。逆送による刑事事件化は、後述する刑事事件の特例の不適用や推知報道禁止の一部解除とも相まって、少年から更生の機会を奪うおそれがあり、かえって再犯リスクを高めるものである。再犯リスクの高まりによって社会不安が増す結果となれば、刑事司法に対する国民の理解・信頼も失われてしまうのではなかろうか。政府の理由付けは、刑罰化がもたらす少年及び社会に対するマイナスの影響を考慮しておらず、一面的にすぎるものと言わざるを得ない。

以上により、本改正法による原則逆送の対象事件の拡大は、少年法の理念の面から、それ自体問題を孕むものである。

(2) あるべき運用

改正少年法においても、特定少年は「少年」であり、当然、少年の健全育成という少年法の理念は妥当する（少年法第1条）。特定少年に対しても、家庭裁判所が諸事情を考慮して、少年の更生のための処分をきめ細かく検討し実施することが求められる。

特定少年が原則逆送事件を起こしても、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の状況、本人の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、家庭裁判所が刑事処分以外の措置を相当と認めれば、逆送はされない（改正少年法第62条2項柱書ただし書き）。

原則逆送の対象事件といっても、その犯行の動機、態様等の事情は様々である。特に、特定少年につき拡大された原則逆送の対象事件にあっては、様々な犯情のものがあり、犯情が重大でないものも多く含まれている。したがって、家庭裁判所が逆送をするかどうかを判断するにあたっては、犯情の重さを理由に安易に逆送することには慎重でなければならない。そして、特定少年の家庭環境や成育歴、資質や性格などを調査の上、少年法上の保護処分によって更生を図ることができるのかは、十分に考慮しなければならない。

本改正法の可決成立に際しても、参議院において「新たに原則逆送の対象になる事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定するに当たっては、きめ細やかな調査や適正な事実認定に基づき、犯情の軽重や要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう、本法の趣旨の周知に努めること」を政府及び最高裁判所に求める附帯決議がなされており、この決議も、上記の趣旨で理解されるべきである。

これらのことを踏まえ、改正少年法の運用にあたっては、特定少年の安易な逆送は厳に控えられなければならない。

(3) 運用では問題を解消されない場合は撤廃も含め、本改正法を見直す必要があること

上記を前提としても、現行の少年法第20条における原則逆送の運用においても、現実の実務では、上記(2)に記載のような少年法の理念を踏まえた解釈・適用が必ずしもなされていない実態があることを考えなければならない。

すなわち、原則逆送の対象事件は、「特段の事情」がなければ逆送とすべきであるとし、この「特段の事情」として考慮すべき事情を、犯行の動機や態様など、当該犯罪行為自体に密接に関連する事項、すなわち、狭義の犯情を中心とした事情に限るべきという見解がある（「特段の事情」論、あるいは、「犯情説」と呼ばれる。）。そして、実際、上記見解に基づいて判断をしている裁判官、調査官が多いとも言われている。

かかる見解によれば、たとえ少年法上の保護処分によって更生を図ることが可能な少年であっても、それは考慮されず、事案の性質のみから刑事処分が相当とされてしまいかねない。かかる事態は少年の健全育成という少年法の理念に反することになる。

この点、文理上、少年法第20条2項ただし書きは、犯情に関する事実とその他の事実を考慮要素として分けて記載しているわけではないから、上記「犯情説」は法解釈として不当であるとして反対する裁判官も存在する。しかしながら、多くの裁判官、調

査官が上記の「犯情説」に基づいて判断する可能性があるという現実は重く見なければならない。

本改正法で拡大された原則逆送事件について、逆送の判断をする上での考慮要素は、法文上、犯行の「結果」が加えられた以外は、現行の原則逆送の規定（少年法第20条2項ただし書き）と同じであるから（改正少年法第62条2項柱書ただし書き）、多くの裁判官、調査官が、現行の原則逆送の事件と同様に、「犯情説」に従って、犯情を不当に重視して逆送の判断を下す可能性は否定できない。

そして、特定少年については、本改正法により、原則逆送の対象事件自体が拡大されているのであるから、少年の健全育成という少年法の理念と現実との乖離は、より一層進むおそれがあることになる。上記(2)に記載の参議院の附帯決議は、まさにこのような懸念からなされたものと言える。

したがって、運用によっても特定少年の逆送判断の不当な拡大を防げないような状況に至る可能性も否定できない。かかる状況に至った場合には、撤廃も含め、本改正法による特例少年の原則逆送事件の拡大を立法上見直す必要もあると言わざるを得ない。

2 保護処分の決定が、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で行うとされたこと（第1. 2(2)の項目②）

(1) 想定される問題

改正少年法は第64条1項本文において、特定少年について保護処分をする場合は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」しなければならない旨を定め、さらに保護処分の上限を規定した。

18歳及び19歳の少年も典型的に成長発達途上にあって可塑性ある存在であり、少年の健全育成を理念とする少年法の対象となるから、犯情の軽重のみならず、要保護性も十分考慮した処遇がなされるべきことは、18歳未満の少年と異ならない。

政府は、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」とは「犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らないという趣旨であり、裁判所は、十八歳以上の少年に対し、その範囲内で対象者の要保護性に応じて処分を選択して課す」ことを意味すると説明している（令和3年4月23日に行われた参議院本会議における上川陽子法務大臣（当時）の趣旨説明）。

しかし、犯情によって上限を画することにより、少年の要保護性に応じた処分を行うことができない可能性が生じる。犯罪自体は軽微で、犯情もさほど悪質ではないとしても、少年自身の要保護性は大きいという事案では、犯情の軽重が上限となると、18歳未満の少年であれば、少年の更生に最も資する手段として少年院送致が選択されるとしても、特定少年であるがゆえに、保護観察処分を選択せざるを得ないという事態も生じうる。

また、あえて特定少年について「犯情の軽重」を考慮するという規定が置かれたということは、特定少年以外の少年についても犯情の軽重が過度に考慮され、少年の健全育成にそぐわない判断に至るリスクを孕んでいる。例えば、犯情は比較的重いのが、少年自身の要保護性や具体的な更生に繋がる社会資源が存在することから、社会内処遇がふさわしいと思われる事案であっても、刑事手続と同様に、犯情の重さが重視されて少年院送致の決定がされてしまう可能性は否定できない。

(2) 実務上の運用改善と運用改善がない場合の立法的措置

上記の点は、家庭裁判所が、非行事実の犯情と要保護性の両側面から事実認定、調査を行う結果、結局は要保護性も考慮され、従前と実務の運用は変わらないとの見解も存在する。

しかし、本改正以前からも、家庭裁判所が保護処分を決定するにあたって、犯情を重視する運用が見られるとも言われている。本改正で特定少年について「犯情の軽重」が条文上明記されたことにより、事実上、裁判官が犯情の軽重を重視する傾向がさらに

加速することは避けられないのではないかとの懸念が残る。

そうすると、前述したように、犯情は軽微だが少年本人の要保護性が高い事案において、本来は少年院送致が適切なのに保護観察を選択せざるを得なかったり、犯情は比較的重いが少年本人の更生の観点から社会内処遇が適切な事案において、少年院送致が選択されるというような、少年の健全育成という少年法の理念に反する事態が生じるおそれも否定できない。

このように問題を孕むことから、本改正後も、裁判官が犯情の軽重を徒に重んじて少年の健全な育成に対する配慮に欠けることがないように、実務上の運用を厳しく注視していく必要がある。

そして、運用によっても犯情の軽重の過度な重視を防げないような状況に至る可能性も否定できない。かかる状況に至った場合には、本改正法による「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」との規定について、撤廃も含め、立法上見直す必要もあると言わざるを得ない。

3 虞犯が適用対象から外れたこと（第1. 2(2)の項目③）

(1) 「虞犯」を保護処分の対象とすることの意義

改正少年法では、18歳及び19歳の虞犯が保護処分の対象から外された（同第65条1項）。これにより、18歳及び19歳の非行少年を早期に保護し、非行化や被害者化を防ぐことが困難となるという問題が生じうる。

現行少年法第3条1項3号は、少年の性格や環境に照らして、将来、犯罪・触法行為をするおそれのある少年を虞犯とし、保護処分の対象に含めている。少年が犯罪や触法行為に至る前に、「虞犯」として適切な対応を取ることにより、少年の健全育成や非行防止に資することが制度の趣旨である。

この意義は少年全体に当てはまるものであるが、特に18歳及び19歳の少年にとっては、保護処分はいわば「最後のセーフティネット」として重要な役割を果たしている。

すなわち、児童福祉法や児童虐待防止法は、対象年齢が原則 18 歳未満である。児童福祉法の適用年齢が一部引き上げられ、年長少年の保護が重大な課題と認識されながらも、18 歳以上の少年は原則対象外という限界がある。他方、現行少年法は、18 歳及び 19 歳の少年について、「虞犯」に該当すれば、犯罪や触法行為に及ぶ前の段階で保護し、健全な生活を取り戻して更生を図る機会を与えている。その意味で、少年法は、児童福祉法等が手薄となっているところを最後に支えているのである。

また、福祉や行政的な支援は、対象者にその恩恵を受ける意向があることを前提とする。対象者自身に支援に応じる意向がない場合には、福祉機関の支援は元より、警察による継続補導の対象とすることもできず、福祉や行政分野での取組・対応のみでは、更生のための支援と繋がれない少年がいることもまた事実である。現行少年法は、対象者の意向にかかわらず早期の段階で少年を保護することが可能であり、福祉や行政分野の保護の対象から抜け落ちてしまう少年を保護できるという側面もある。

このように、現行少年法は、18 歳及び 19 歳の少年にとっての「最後のセーフティーネット」として重要な役割を果たしてきた。このような実績があるにもかかわらず、改正少年法においては、18 歳及び 19 歳の虞犯については保護処分の対象から外している。これにより、18 歳及び 19 歳の「最後のセーフティーネット」が失われ、18 歳及び 19 歳の少年の非行化を防止したり、犯罪に巻き込まれようとしている少年の被害者化を防止することが困難になることが想定されるのである。

なお、政府は、18 歳及び 19 歳の少年を虞犯の対象から外す理由として、保護処分が対象者の権利、自由の制約という不利益を伴うものであり、民法上の成年となり監護権の対象から外れるのに、罪を犯すおそれを理由として国が介入する保護処分を行うことは、民法改正との整合性や責任主義の要請との関係などの問題点があるため、18 歳以上の少年に対して虞犯による保護処分

はしないことにしたと説明する（令和3年3月25日に行われた衆議院本会議及び同年4月23日に行われた参議院本会議における上川陽子法務大臣（当時）の趣旨説明）。しかし、保護処分は少年の健全育成や更生のためになされるものである。保護処分の必要性は民法上の成年年齢の引き下げや責任主義とは別の問題であり、論理的な必然性は無い。政府の見解は、保護処分の意義を理解しないものと言わざるを得ない。

(2) 少年非行対策等の整備と当該整備がなされない場合の立法的措置

衆参両議院の附帯決議は「十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること」を政府及び最高裁判所に求めている。

上記で述べた18歳及び19歳の少年の非行化の事前防止の重要性に鑑みれば、政府機関等は上記の附帯決議を真摯に受け止めるべきである。18歳及び19歳の少年の非行対策及び福祉支援策については、関連法令の整備や、関連団体の連携・協議、実務的な施策の検討等が急務である。

しかし、少なくとも現段階において、18歳及び19歳の少年の非行対策及び福祉支援策に関する関連法令は整備されておらず、これらの少年に対する非行化防止、更生のための法律上の保護が手薄であると言わざるを得ない。

当会としては、18歳及び19歳の少年の非行化防止、更生の機会確保のための施策の実現に尽力し、運用を注視していく所存である。そして、関連法令の整備等が進まず、18歳及び19歳の少年の保護に欠けるような状況が続くのであれば、これらの若年者を虞犯の対象から外した本改正について、撤廃も含め、立法上見直す必要があると考える。

4 公判請求された場合の推知報道が解禁されたこと（第1. 2(2)の項目④）

改正少年法第68条は、18歳又は19歳のときに犯した犯罪について公判請求された場合に推知報道を解禁した。推知報道は一部でも解禁されれば、これら少年の更生の機会を奪い去るおそれが強いため、当該改正は到底容認できるものではない。

少年法が推知報道を禁止する趣旨は、少年及び関係者のプライバシーを保護するとともに、少年の更生を図ることである。推知報道の解禁はこの趣旨を没却せしめ、少年の更生の機会を奪い去るものである。18歳及び19歳の少年も17歳以下の少年と同じく、可塑性に富み、更生の機会を与える必要があり、かかる少年の更生が本人にとっても重要であり、社会にとっても有益であるという点では変わりがない。本改正法は、18歳及び19歳の者にも原則として少年法の適用を維持しているのであるから、一部でも推知報道の解禁を認めるのは、首尾一貫しないと言わざるを得ない。

インターネットが普及した現代社会では、一旦実名報道がされれば、瞬く間に世間に知れ渡り、しかも半永久的に情報が残ることになる（かかる現状は「デジタルタトゥー」とも呼ばれる。）。その中で本人が更生していくことは容易ではない。

そして、若年者による犯罪は好奇の対象とされやすく、本改正前においても、少年の推知報道が全面的に禁止されているにもかかわらず、週刊誌等で実名報道がなされる事例が頻発していた。

実際、本改正法が成立した後に発生した少年事件について、改正法が施行前であるにもかかわらず、改正後でも許されない公判請求前の実名報道に週刊誌が敢えて及ぶ事態が発生している。かかる報道に対して、当会は強く抗議する会長声明を出しているところである（令和3年6月21日付）。

このように、推知報道は一旦なされると少年の更生の機会を奪い去るおそれが極めて強く、遺憾ながら一部の報道機関にはモラルを

期待できない状況に鑑みて、本改正による推知報道の解禁は速やかに撤廃されるべきである。そして、今後少年法が改正される際には、推知報道の禁止の実効性を担保するため、推知報道の禁止規定に違反した者に対する制裁措置についても検討されるべきである。

5 不定期刑や資格取得制限の緩和などの刑事事件の特例が適用されないこと（第1. 2(2)の項目⑤）

少年法は特例で不定期刑や資格取得制限の緩和を定め（少年法第52条、第60条）、少年の可塑性に鑑み、更生の意欲と機会を付与している。本改正法により、特定少年につきこれらの特例が適用されないこと（改正少年法第67条4項、6項）は、18歳及び19歳の少年から更生の機会を失わせるものと言わざるを得ない。

不定期刑は、少年の可塑性に鑑み、長期と短期を定めて幅のある刑期を宣告するものであり、少年に対して更生の意欲を付与し、また、早期の社会復帰の機会を与えるものである（なお、実務上、不定期刑の短期が機能していないという問題があるが、少年法の趣旨に鑑み、運用が改善されるべきものである。）。

また、資格取得制限の緩和は、刑事処分を受けることで就職できる職種が限定され、更生の機会が奪われてしまうところ、それを回避し、少年に対して更生の意欲を付与し、社会復帰の手段を広げるものである。

これらの規定に代表される少年に対する刑事事件の特例は、これまでも、少年の更生・社会復帰に寄与してきた。とりわけ、18歳及び19歳は、まさに学校教育を卒業し社会の一員として就労を始める時期であり、これらの少年たちには、早期の社会復帰と就労が保障されることは、更生にとって極めて重要である。

その特例が適用されないことは、少年の更生を妨げ、少年の健全な発達を妨げるほか、ひいては再犯可能性を高め、社会の安全を害するおそれもある。

上記の問題点を運用で改善する方法として、例えば、資格取得制

限の特例排除については、当該資格付与の根拠となる法律において、個別に特例排除の「排除」をする方法などがある。

改正少年法の衆参両議院の附帯決議も「罪を犯した者、とりわけ十八歳及び十九歳などの若年者の社会復帰の促進を図るため、前科による資格制限の在り方について、対象業務の性質や実情等を踏まえつつ、府省庁横断のしかるべき場を設けるなどして、政府全体として速やかに検討を進め、その結果に基づいて、法改正を含め必要な措置を講ずること。」を政府及び最高裁判所に求めた。これらの決議を受けて、法務省を中心に、かかる措置に関する検討が始まったとの報道もあった。

罪を犯した18歳及び19歳の少年の社会復帰の促進のために、法改正等を含めた施策の推進は不可欠であり、国会としてもその実現に尽力し、運用を注視していく所存である。そして、資格取得制限の緩和に代わる措置が進まないようであれば、数多ある関係法令を改正するより、少年法を再度改正する方が簡便であることから、資格取得制限を緩和する特例を特定少年にも適用するように、立法上の見直しも必要であると考えます。

第4 結語

以上述べたとおり、本改正法には少年法の理念に抵触するおそれのある重大な問題がある。かかる問題を受けて、衆参両院でも附帯決議がなされている。少年の健全な育成を期し、少年の成長発達権を保障するという少年法の理念や、少年の更生の機会を確保するという観点から、本改正法施行後の各種運用において厳正かつ慎重な配慮がなされ、少年の健全な育成に資する関連法令の整備等の各種対策が速やかに実施されるべきである。国会としても、その動向を注視する所存である。

そして、運用上の努力や工夫によっても、少年法の理念に抵触する問題を解消し得ない状況に至ったときは、本改正法の全部ないし一部の再改正や撤廃を検討しなければならないと考える。

また、特定少年に関する推知報道の一部解禁（改正少年法第68条）に関しては、推知報道による悪影響の深刻さや、施行前にもかかわらず改正法に反する推知報道がなされている実情等に鑑み、削除する改正を求める。

以 上